

第2回難聴児の早期発見・早期療育推進のための
基本方針作成に関する検討会

難聴児の早期発見、早期療育のために
自治体に求めること

全国難聴児を持つ親の会
小森谷晴代

I 難聴児の早期発見

新生児聴覚特別支援スクリーニング検査について
「新生児聴覚検査の実施について」の一部改正
(平成29年12月28日付)



新生児聴覚スクリーニング検査の受検率が高まる。
各産院において対応が異なる。

第1回難聴児の早期発見・早期療育推進のための
基本方針作成に関する検討会

埼玉県説明資料

埼玉県の難聴児支援の取り組み

新生児聴覚スクリーニング検査が、「県と医師会との一括契約制度の導入により、令和3年4月から63市町村全てで公費助成が行われる予定」と記載。

自治体によっては検査費用を負担して無料で検査を受けられるが、いずれも強制でなく**任意の検査**であることが多い



難聴児を早期に発見できない

新生児聴覚スクリーニング検査の実施に際しての要望

- ・全ての産院において、必須項目に
- ・検査時の丁寧な説明
- ・全国で検査費用の助成（地域格差をなくす）
- ・OAEと自動ABRの両方の検査の実施

Ⅱ 難聴児の早期療育

新生児聴覚スクリーニング検査「refer(リファー)」診断後の対応

新生児聴覚スクリーニング検査の受検率が上がる



早期療育が必要な**難聴新生児**が増える



療育施設・言語聴覚士の不足

難聴は、補聴器や人工内耳を装用すれば健聴児と同じように聞こえるようになるというわけではない。丁寧な療育が必要不可欠である。

丁寧な早期療育を行うための要望

- 1 難聴児の保護者が必要とする情報の提供と支援
- 2 療育施設の増設、言語聴覚士の増員
- 3 聴覚特別支援学校・ことばの教室に言語聴覚士の配置
- 4 人材の育成
〈関係機関の職員の研修・資質向上〉
- 5 地域格差の是正
- 6 日常生活用具費支給対象の見直し

1 難聴児の保護者が必要とする情報の提供と支援

「難聴かもしれない！」と言われた時の支援や療育への紹介がない。

保健所？

病院？

ソーシャルワーカー？

紹介は誰が
してくれるの？

保護者支援



サポート体制の確立

産後5日で「refer(リファー)」という結果を突き付けられ、初めての育児がショックの中で始まった。(保護者アンケートより)

結果を知らせる時期や方法の検討が必要

フルタイムで働いていた母親の事例

順風満帆だったライフワークが難聴児が生まれたことで生活設計が崩れ、我が子の障害を受け入れられない。

パパとママは
分からない。

どのように療育を進めるか。
どんなサポートが必要になるか。
どんなことが起こるのか。
どのように我が子が成長するのか。

乳幼児期は親子で療育を受ける必要があり、多くの時間を要するため、**保護者のケア**が大切。

病院、療育施設、保育園、家庭の連携が重要

産院、及び医療から言語療育機関への早急、 且つスムーズな移行を行うために

- 難聴に関する知識がない保護者に**情報提供**をして、**保護者が選択できる力**をつける。
(病院は、**初めて保護者が聴覚障害と向き合う場**、人工内耳だけではなく、補聴器やその他の聴覚障害に関する情報の提供を行う。)
- 具体的な情報が分かる**パンフレット**の作成
(**自分が住んでいる地域**では、どんな通園施設・幼稚園・学校の選択ができるのか等)
- 難聴児療育のための**休業制度**。パートなどの母親に**補償の制度**等、**時間的、経済的支援**
- 共に話し合える**仲間**がいることの周知
(難聴児を持つ親の会、人工内耳の会と、当事者兼、人工聴覚情報学会など支援団体)

2 療育施設の増設、言語聴覚士の増員

現状

- 人工内耳を装用する子供が増え、聴覚を活用した療育を必要とする子供たちが増加。
- 新生児難聴児の受け皿が足りず、療育がすぐに行われない。
- 月1回のみでの療育しか受けられない難聴児もいて、十分な支援を受けることができないケースも増えている。

保護者が求めるもの

- 家族に寄り添えるような能力をもった優れた言語聴覚士による頻回な支援。
- 言語聴覚士による丁寧な療育の中で、親子の関係性を培い、健全な心と聴覚を活用できる能力を育てたい。

十分な療育時間の確保をするために療育施設の増設 言語聴覚士の増員

難聴児の療育

保護者の精神的サポート

両方とも同時におこなうためには、**週2回の通園**は必要

石川県の場合

- 能登と加賀に長い地形のため、どうしても行政の拠点のある金沢が中心となり、難聴に限らず乳幼児への支援施設が他にはできないという問題がある。
- 早期療育のあり方は地域格差が大きいので是正して欲しい。

埼玉県の場合

さいたま市 [さいたま市総合療育センターひまわり学園わかば](#)

0歳児療育が行われているが、市外在住者は受け入れていない。

さいたま市以外の埼玉県在住者が通園療育を受けたい場合

[皆光園\(深谷市\)](#)・[そうか光生園\(草加市\)](#)

就学前の聴覚障害児を対象に聴能訓練を行っている施設は、
県内で他1か所

※聴覚特別支援学校の乳幼児教育相談 ([坂戸ろう学園](#)・[大宮ろう学園](#))

- 0歳児からの週2回の通園となると、上記の施設では対応しきれない。
- 通園に時間がかかり乳幼児の負担が大きい地域もある。
- 新たな施設の建設が予算上難しく、聴覚特別支援学校の乳幼児教育相談を療育機関の1つに含めたいのであれば、聴覚特別支援学校にも言語聴覚士(ST)を配置し、言語聴覚士(ST)主導の下での療育に変更すべき。

3 聴覚特別支援学校・ことばの教室に言語聴覚士の配置

①言語聴覚士の配置

- 聴覚特別支援学校の幼稚部において聴覚活用より手話がやや偏重されている傾向
- 聴覚活用に詳しい専門家が不足

- 難聴の特性（早期の聴覚活用が環境や音楽、人への感受性に大きく貢献していること）をよく理解した指導者を育成
- 人材育成のシステムを確立

低年齢（0～就学前）の療育の充実

第1回難聴児の早期発見・早期療育推進のための
基本方針作成に関する検討会

秋田県説明資料

聴覚支援学校における有資格者(教師兼ST)の状況

「教員が現職のままST養成校に入学し、資格を取得し、校内に4名のST体制を整備」と記載

保護者からの要望

秋田県のような取り組みを全国に広げ、教師と言語聴覚士という、より専門的な立場で難聴児の指導や保護者の支援をおこなってほしい。

②聴覚特別支援学校に音声言語クラスの設置を

低年齢(0～就学前)の療育の充実
就学までに5、6歳の言語の力をつける



音声言語クラスの設置

中軽度難聴や人工内耳を1～2歳で装用した子は、聴覚特別支援学校においても、聴覚活用、口話をより一層伸ばすための方策をとってほしい。

保護者からの要望

本人の状態と親の希望に沿った療育、教育を

4 人材の育成

＜関係機関の職員の研修・資質向上＞

早期に発見された難聴児や保護者によりよい支援を行うため



産院の**医師・看護師**、難聴児の支援に関わる区市町村**保健師**、**保育士**や**幼稚園教諭**、**言語聴覚士(ST)**などの関係者の研修の実施

事例1 進行性の難聴の発見の遅れ

事例2 発達障害の誤診断

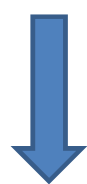
「聞こえの状態はどうか？」という視点をもって対応

5 地域格差の是正

全国どこにいても聴力や年齢、装用する装用器具に違いがあっても除外されずに一律に助成が受けられる環境整備を

①人工内耳の助成内容について

都道府県だけでなく、区市町村でも助成される金額や、助成される対象項目、耐用年数などが大きく異なる。



「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の改正」(令和2年3月)

人工内耳の修理費の補助金の支給

人工内耳の買い替えの助成や電池の購入も全国一律の助成金・助成項目を決めてほしい。

②人工内耳のイヤモールドの作成費の助成について

1歳くらいから耳がしっかり成長する時期までは耳がまだ小さく柔らかいため、人工内耳の体外装置(コントロールユニット)が外れやすくなるため、乳幼児にはイヤモールドが必要

人工内耳のイヤモールドの作成にかかる費用を補聴器のイヤモールドと同様**1割負担**に

人工内耳のイヤモールドの作成にかかる費用を助成をしている自治体もある。

全国で一律の助成を受けられるよう要望

③機器の入れ替えにかかる費用の助成について

検査機器の新規購入、経年劣化や故障、入れ替えにかかる費用の助成

個人医院など小さな産婦人科では買い替えにかかる費用の捻出が難しい

小さい病院であっても適正な聴力検査を実施できる環境の仕組みづくりの徹底

第1回難聴児の早期発見・早期療育推進のための 基本方針作成に関する検討会

静岡県説明資料

「令和2年度に国庫補助事業を活用して、新たにOAEから自動ABRの検査機器を整備する分娩取扱機関に助成。」

「県内の分娩取扱医療機関は全て自動ABRになった。分娩取扱医療機関(病院及び診療所)における検査機器の整備率が100%となり、県内どの分娩取扱期間で出産しても受検できる環境が整った」と記載。

都道府県や区市区町村など、子供を出産した環境や地域によって検査の精度に差が出て、難聴児の発見が遅れることはあってはならない。

6 日常生活用具費支給対象の見直し

障害者に対する日常生活用具費支給対象の機器等が、大変古く時代に合っていない。

大きく時代がIT化及びICT化が進んでいる今、福祉の支援も早急な改善を

①タブレットを日常生活用具費の支給対象に

現在対象とされる福祉対象機器

- ・聴覚障害者通信装置
- ・聴覚障害者用情報受信装置
- ・携帯用会話補助装置
- ・意思伝達装置

タブレットを活用する方が、便利

②デジタル無線式補聴援助システムについて

ア、デジタル無線式補聴援助システム（ロジャー）の購入助成

※フォナック社ではFM型からロジャーへ生産移行し、
現在FM型ワイヤレスマイクは製造されていない。

イ、デジタル電波が使用されているものも助成対象に

厚生労働省が公示する障害者総合支援法に基づく補装具の助成対象の項目にFM電波が使用されているものがあるが、デジタル電波の機器も含むという文言の追記

Ⅲ 切れ目のない支援体制

早期発見、早期療育を受けた難聴児

身の回りの環境に耳をすませ、音楽を楽しみ、愛着や関係性を育んで言語獲得の基盤ができて、幼稚園・保育園から大学までのきめ細やかな配慮がなければ社会に出て自立することができない。



成育基本法の理念にのっとり、療育体制までで終わらせず、学齢期、青年期、成人期、までを含んだ支援体制の確立

切れ目のない難聴児への支援を行うため

全国難聴児を持つ親の会で 取り上げられている問題と要望

①幼稚園・保育園の受け入れ拒否

→私立の幼稚園、保育園は公的機関と同等の法的義務化

②小中学校での合理的配慮

→授業内容の文字化

ことばの教室でのより専門性の高い指導を望む

③高校生への情報保障と公的援助

→難聴の高校生が必要とされる支援の公的援助を

④人工内耳の助成 →成人すると買い替えは全額負担

⑤成人した難聴者への支援

→社会・職場への啓発・出産子育て支援

⑥身体障害者手帳の基準の見直し

→軽中等度難聴者にも手帳交付を

⑦きょうだい児の問題 → ソーダの会や親の会等での支援

⑧コロナ感染症対策のマスク着用

→表情や口形がわからずコミュニケーションがとれない

多くの難聴者は成人になると支援を受ける場を失い、最新の治療や技術の情報からも遠ざかってしまう。支援を療育体制までで終わらせず、学齢期、青年期、成人期、そして次の世代を健全に産み育てるまでを含んだ支援体制を作っていただくことを切望する。